

秋田県告示第490号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定に基づき、公示する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	ハウスプラス確認検査株式会社
住 所	東京都港区芝五丁目33番7号
構造計算適合性判定を行う事務所の所在地	東京都港区芝五丁目33番7号 徳栄ビル本館4階
業務の開始の日	平成25年11月1日
指定年月日	平成25年10月28日